新城市浄化槽設置事業補助金交付要綱

平成18年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、浄化槽の設置整備を推進し、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するため、市が交付する浄化槽設置事業(以下「補助事業」という。)の補助金の補助対象、補助金額その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「浄化槽」とは、浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する浄化槽で、浄化槽設置整備事業の実施について(平成16年6月29日付け環廃対発第040629005号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長)の別紙「浄化槽設置整備事業実施要綱の第3の(2)「事業の対象となる浄化槽等細目基準」に適合するものをいう。

(補助の対象)

- 第3条 市長は、別表第1に定める地域において、10人槽以下の別表第2に定める 環境配慮型浄化槽を設置しようとする者に対して、予算の範囲内で補助金を交付 する。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助 金を交付しない。
- (1) 新築住宅建築に伴い浄化槽を設置する者。なお、新築とは、新築、増築、改築等を行う時に建築確認申請を必要とする場合であり、建築確認申請を必要と しない区域(都市計画区域、準都市計画区域以外)においてもこれを準用する
- (2) 法第5条第1項に基づく設置の届出を受けずに、浄化槽を設置する者
- (3) 既に浄化槽を設置している者でその付け替えとして浄化槽を設置する者
- (4) 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られないもの
- (5) 販売又は賃貸借の目的で建築された住宅に浄化槽を設置しようとする者
- (6)延床面積の2分の1以上を居住の用に供していない建物に浄化槽を設置しよ うとする者
- (7) 主に居住を目的とした住宅でないもの
- (8) この要綱に基づき、既に補助金が交付されている者
- (9) 市税等を滞納している者

- (10) 公共事業等による補償により設置しようとする者
- (11) 同一敷地内に、未接続のトイレ、排水施設等があるもの
- (12) その他市長が補助金の交付を不適当と認めた者 (補助金額)
- 第4条 補助金の額は、浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、別表第3中 左欄に掲げる区分につき、それぞれ同表右欄に定める額を限度とする。
- 2 設置しようとする浄化槽の規模が、接続をする建物に必要な人槽規模(日本工業規格「建物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS-A-3302-2 000)」表による算定基準)を上回る場合は、同表で算定した基準の人槽による補助金を限度とする。
- 3 浄化槽設置に伴いみなし浄化槽(浄化槽法の一部を改正する法律(平成12年6月2日法律第106号)附則第2条の規定により、同法による改定後の浄化槽法(昭和58年5月18日法律第43号)第2条第1号に規定する浄化槽とみなされた浄化槽という。)を撤去する場合は、みなし浄化槽の撤去処分等に要する費用に相当する額又は90,000円のいずれか低い額を、第1項の補助金の額に加算する。

(補助金交付申請)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする者は、浄化槽設置事業補助金交付申請書(様式第1)(以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
 - (1)審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し
- (2)設置場所の案内図
- (3)配置·配管図
- (4) 浄化槽設置工事見積書の写し
- (5) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (6) 全国浄化槽推進市町村協議会登録証の写し及び登録浄化槽管理票(C票)
- (7) 社団法人全国浄化槽団体連合会浄化槽機能保証制度による保証登録証
- (8) 型式適合認定書及び仕様書・図面
- (9) 浄化槽工事業登録の写し又は特例浄化槽工事業者届出書の写し
- (10) 浄化槽設備士免状の写し及び公布日が昭和62年度以前の者は施工技術特別講習会修了書の写し
- (11) 浄化槽設置工事の工程表

- (12) 納税証明書
- (13) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び通知書類)

- 第6条 市長は、前条の交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審 査して補助金の交付の可否を決定することとする。
- 2 市長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては浄化槽 設置事業補助金交付決定通知書(様式第2)により、交付しないと決定した者に 対しては浄化槽設置事業補助金不交付通知書(様式第3)によりそれぞれ通知す る。

(変更承認申請書等)

- 第7条 前条第2項の規定により補助金交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、前条第2項の補助金交付決定通知を受けたのち、補助申請内容を変更する場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、浄化槽設置事業補助金変更承認申請書(様式第4の1)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項に規定する申請内容を承認するときは、浄化槽設置事業補助金変 更承認通知書(様式第4の2)により通知する。
- 3 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行 が困難となった場合は、速やかにその旨を市長に報告し、その指示を受けなけれ ばならない。

(施工等の確認)

第8条 市長は、補助事業を適正に執行するため、浄化槽の設置工事の状況等を現場において確認するものとする。

(実績報告)

- 第9条 補助対象者は、補助事業完了後20日以内又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに浄化槽設置事業実績報告書(様式第5)(以下「実績報告書」という。)に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。
 - (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し(補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行う ことができることを証明する書類)
 - (2) 浄化槽法定検査依頼書の副本及び浄化槽法定検査契約書の写し

- (3) 浄化槽の設置に要した費用の請求書の写し及び領収書の写し
- (4) 工事請負契約書の写し
- (5) 浄化槽設備士が施工状況を確認したことを証する工事チェックリスト
- (6) 施工の写真
- (7) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第10条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、当該補助事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、浄化槽設置事業補助金交付額確定通知書(様式第6)(以下「確定通知書」という。)により速やかに補助対象者に通知する。

(補助金の請求及び交付)

- 第11条 補助対象者は、前条の規定による確定通知書を受け取ったときは、速やかに浄化槽設置事業補助金交付請求書(様式第7)(以下「請求書」という。)を 提出しなければならない。
- 2 市長が国の補助を受けて行う補助事業の補助対象者は、前項の請求書を当該年 度の3月20日までに提出しなければならない。
- 3 市長は補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。 (交付の決定の取消し)
- 第12条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金 の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 補助金交付の条件に違反したとき。
 - (4) その他市長が特に取り消す必要があると認めるとき。

(補助金の返環)

第13条 市長は、補助金の交付を取り消した場合は、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(浄化槽の維持管理)

第14条 補助金の交付を受けた者は、当該浄化槽の適正な維持管理をしなければ ならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

- この要領は、平成18年4月1日から施行する。
- この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- この要領は、平成21年4月1日から施行する。
- この要領は、平成23年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

補助金対象地域

- 1 新城市域のうち、次に定める区域を除く地域
 - (1) 公共下水道事業計画区域
 - (2) 農業集落排水事業処理区域
 - (3) 地域下水道処理区域
- 2 上記1(1)~(3)の区域において市長が認める地域

別表第2(第3条関係)

浄化槽の消費電力が表1-1の消費電力基準以下であり、かつ次の基準項目ア \sim ウのいずれか1つ以上の要件を満たすこと。

表 1-1 (単位 W)

人槽区分	消費電力 (通常型)	消費電力 (BOD10mg/L以下)	消費電力 (リン除去型)		
5 人槽	4 7	5 8	9 2		
7人槽	6 7	8 3	100		
10人槽	9 2	1 1 3	174		

- ア 浄化槽の消費電力が表1-1の消費電力よりもさらに10%以上低減されていること。
- イ 浄化槽本体の大きさがコンパクト化されており、表1-2の総容量の基準を満たすこと。

表 1-2

人槽	総容量(m³)
5 人槽	2. 2
7人槽	3. 1
10人槽	4. 5

ウ プラスチックを主材料とする浄化槽であって、製品全体の構成部品に含まれるプラス チックの全重量に占める再生プラスチックの重量割合が、ポストコンシューマ材料の場合 は25%以上、プレコンシューマ材料の場合は50%以上であること。ただし、再生プラ スチックにポストコンシューマ材料とプレコンシューマ材料を併せて使用する場合は、以下の式による。

別表第3(第4条関係)

一般地域

人槽区分	限度額
5 人槽	3 3 2 千円
7 人槽	414千円
10人槽	5 4 8 千円

様式第1(第5条関係)

年 月 日

新城市長

申請者 〒 住 所

氏 名

電 話

年度浄化槽設置事業補助金交付申請書

年度において、浄化槽を設置したいので、新城市浄化槽設置事業補助金 交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1	設	置	場	所	新坡	成市							
2	交	付目	自請	額	金				円				
3	住	宅等	所有	者	1	本人	2	共有(人)) 3	その他()	
4	着予	定生	F 月	工日				年	月	日			
5	事 予	業 定 ^左		了日				年	月	日			

- 6 添付書類
 - (1)審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し
 - (2)設置場所の案内図
 - (3)配置・配管図
 - (4) 浄化槽設置工事見積書の写し
 - (5)住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
 - (6) 全国浄化槽推進市町村協議会登録証の写し及び登録浄化槽管理票(C票)
 - (7) 社団法人全国浄化槽団体連合会浄化槽機能保証制度による保証登録証
 - (8)型式適合認定書及び仕様書・図面
 - (9) 浄化槽工事業登録の写し又は特例浄化槽工事業者届出書の写し
 - (10) 浄化槽設備士免状の写し及び交付日が昭和62年度以前の者は施工技術特別講習会修了書の写し
 - (11) 浄化槽設置工事の工程表
 - (12)納稅証明書
 - (13) その他市長が必要と認める書類

様式第2(第6条関係)

第号

様

年度浄化槽設置事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度浄化槽設置事業補助金については、新城市浄化槽設置事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記により交付する。

年 月 日

新城市長

記

1	交 付 金 額	金 円
2	補助対象人槽	人槽

- 3 交付条件等
 - (1) 補助対象者は、次の各項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
 - ア補助事業の内容を変更しようとするとき。
 - イ 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。
 - (2) 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、その理由その他必要な事項を市長に報告し、その指示を受けなければならない。
 - (3) 補助対象者は、新城市浄化槽設置事業補助金交付要綱を遵守しなければならない。

様式第3(第6条関係)

第号

様

年度浄化槽設置事業補助金不交付通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度浄化槽設置事業補助金については、新城市浄化槽設置事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記の理由により不交付とする。

年 月 日

新城市長

記

(理由)

様式第4の1(第7条関係)

年 月 日

新城市長

補助対象者 〒

住 所

氏 名

印

年度浄化槽設置事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定を受けた 年度浄化槽設置事業補助金について、申請内容を変更したいので、新城市浄化槽設置事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金申請内容の変更
- 2 補助事業の中止
- 3 補助事業の廃止

(理由)

様式第4の2(第7条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

新城市長

年度浄化槽設置事業補助金変更承認通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった 年度浄化槽設置事業補助金交付申請内容の変更(補助事業の中止・廃止)について承認します。

様式第5(第9条関係)

年 月 日

新城市長

補助対象者 〒

住 所

氏 名

印

年度浄化槽設置事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた浄化槽設置 事業が完了したので、新城市浄化槽設置事業補助金交付要綱第9条の規定に基 づき、下記のとおりその実績を報告します。

記

1	補助金交付決定額	金	円
2	着手年月日		年 月 日
3	事業完了年月日		年 月 日

4 添付書類

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し (補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあって は、自ら行うことができることを証明する書類)
- (2) 浄化槽法定検査依頼書の副本及び浄化槽法定検査契約書の写し
- (3) 浄化槽の設置に要した費用の請求書の写し及び領収書の写し
- (4) 工事請負契約書の写し
- (5) 浄化槽設備士が施工状況を確認したことを証する工事チェックリスト
- (6) 施工の写真
- (7) その他市長が必要と認める書類

様式第6(第10条関係)

第号

様

年度浄化槽設置事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで報告のあった 年度浄化槽設置事業補助金について、新城市浄化槽設置事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり確定する。

年 月 日

新城市長

記

補助金交付決定額 金 円

補助金交付確定額 金 円

様式第7(第11条関係)

年 月 日

新城市長

補助対象者 〒 住 所 氏 名

年度浄化槽設置事業補助金交付請求書

年 月 日付け第 号で確定のあった 年度浄化槽設置事業補助金を、新城市浄化槽設置事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金

円

2 振込先

金融機関名		銀行・信用金庫 信用組合・農協 店
	ふりがな氏 名	
口座名義人	住 所	
	電話番号	
種目		当座・普通
口座番号		